

## 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領（若山地区第3期）

## 1 民間事業者の選定概要

2に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第3項に基づき、森林経営管理法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。希望する事業者の方においては、森林経営管理法施行規則第33条第1項の規定により企画提案書を提出いただき、企画提案書の提出のあった事業者の中から、久万高原町が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定いたします。

## 2 経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齢
久万高原町若山 1189	454-0	畑	0.04	スギ	38
久万高原町若山 1206	454-111	山林	0.03	スギ	42
久万高原町若山 1207	454-112	山林	0.10	スギ	42
久万高原町若山 1208	454-113	山林	0.22	スギ	42
久万高原町若山 1209	454-114	山林	0.07	スギ	38
久万高原町若山 1210	454-115	山林	0.03	スギ	51
久万高原町若山 1215	454-120	山林	0.06	スギ	50
久万高原町若山 1216	454-121	山林	0.24	スギ	50
久万高原町若山 1218	453-1	山林	0.31	スギ	47
久万高原町若山 1243	453-20	山林	0.06	スギ	43
久万高原町若山 1244-1	453-21	山林	0.40	スギ	43
		合計	1.56		

※森林法第10条の8による伐採及び造林後の造林の届出書の提出に加え、県立自然公園第3種特別地域においては愛媛県県立自然公園条例施行規則に基づき、愛媛県中予地方局 総務県民課 県民生活係まで伐採許可申請を行う必要があります。

## 3 スケジュール

令和4年9月12日（月）

募集開始（久万高原町・林業活性化センター ホームページに掲載）・企画提案書受付開始

- ・受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時とします。
- ・受付場所は中予山岳流域林業活性化センターとします。
- ・募集の内容に関する質問は、受付時間内に書面を持参するか、FAX又は電子メールによる提出とします。

住所：〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万265番地2

電話：（0892）58-9111

FAX：（0892）58-9112

E-Mail：center@kumarin.org

令和4年10月11日（火）17時

企画提案書受付締切

令和4年10月中旬

審査

令和4年10月中旬

選定・結果通知

令和4年10月下旬

経営管理実施権配分計画の作成・広告

#### 4 提出書類

希望する事業体の方は、次の書類を取りまとめのうえ、正本1部・副本1部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出ください。なお、書類作成に伴う費用は申請者においてご負担ください。

企画提案書 同封（書式は右記にてダウンロード可能 <http://kumarin.org/download/>）

添付書類 ① 企画提案書の見積書に関する根拠資料

② 森林経営管理法第36条第1項の規定による公募に応募した資料の写し

#### 5 その他

経営管理実施権の設定に係る諸条件は、該当する経営管理権集積計画を参照いただくか、中予山岳流域林業活性化センターまでお問い合わせください。